

三重県警察本部訓令第22号

項目コード	A 0 0 0 1
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成54年3月26日
担当係	指 導 係

高速道路交通警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

昭和49年12月11日

三重県警察本部長 松井 三郎

高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

改正 昭和50県本部訓令第13号、昭51第20号、平7第11号、平20第2号、平24第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察の組織に関する規則（昭和41年三重県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第23条の規定により交通部に置く高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(高速隊の所在地及び活動区域等)

第2条 高速隊の所在地及び活動区域は別表のとおりとする。

2 高速隊は、前項の活動区域において、規則第29条に掲げる事務を行う。

(勤務計画)

第3条 高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）は、高速隊の効果的な運営を図るため、毎月の勤務計画（様式第1）を策定し、本部長に報告しなければならない。

(勤務制)

第4条 高速隊の勤務制は、次のとおりとする。

- (1) 隊長及び副隊長 通常勤務
- (2) 小隊長（統括小隊長を除く。）以下の隊員 原則として3交替制勤務
- (3) 前二項に掲げる者以外の職員 一部毎日勤務

(勤務時間の割振り等)

第5条 前条の勤務制に基づく勤務時間の割振り及び休憩時間は、三重県警察の処務及び勤務に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第10号）第19条の規定による。

(教養訓練)

第6条 隊長は、隊員に対し職務執行上必要な教養訓練を行わなければならない。

2 隊長は、新たに隊員となつた者に対しては、期間を定めて、交通指導取締り、交通事故処理、車両の運転等、隊員として必要な教養訓練を行わなければならない。

(連絡協調)

第7条 隊長は、高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における交通警察活動の適正を期するため、関係する管区警察局広域調整部高速道路管理官及び他都府県警察本部の高速道路交通警察隊長並びに交通部各課（隊）長及び関係警察署長並びに関係道路管理者と常に緊密な連絡を保たなければならない。

（事件及び事故の引継ぎ）

第8条 隊長は、高速道路等において取扱った事件及び事故（交通法令違反事件及び交通事故事件を除く。）のうち、引き続き警察上の措置を要するものは、その発生又は検挙の場所を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

（身柄の留置）

第9条 隊長は、交通法令違反事件又は交通事故事件の被疑者を逮捕し、身柄を留置する必要があるときは、隊本部の所在地を管轄する警察署に委託留置するものとする。

（活動状況の記録等）

第10条 高速隊に、高速隊日誌（様式第2）及び勤務配置簿（様式第3）を備え付け、毎日の活動状況を記録するものとする。

（実施細目の制定）

第11条 この訓令の実施について必要な事項は、隊長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則 〔昭和50年10月16日 三重県警察本部訓令第13号〕

この訓令は、昭和50年10月22日から施行する。

附 則 〔昭和51年9月22日 三重県警察本部訓令第20号〕

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則 〔平成7年10月31日 三重県警察本部訓令第11号〕

この訓令は、平成7年11月1日から施行する。

附 則 〔平成20年2月8日 三重県警察本部訓令第2号〕

この訓令は、平成20年2月13日から施行する。

附 則 〔平成24年3月16日 三重県警察本部訓令第2号〕

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。

## 別表

## 高速隊の所在地及び活動区域

	所 在 地	活 動 区 域
隊本部	津市久居明神町 2673番地	
第一小隊	多気郡多気町丹生 4423番地	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線のうち83.609キロポストから終点までの区間
第二小隊	桑名市大字蓮花寺 608番地の2	1 高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線のうち鈴鹿インターチェンジから愛知県と三重県の県境までの区間 2 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のうち四日市ジャンクションから愛知県と三重県の県境までの区間
第三小隊	伊賀市守田町185番地の2	自動車専用道路一般国道25号のうち関ジャンクションから奈良県と三重県の県境までの区間
第四小隊	亀山市太岡寺町 611番地	1 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のうち亀山ジャンクションから滋賀県と三重県の県境までの区間 2 高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線のうち鈴鹿インターチェンジから83.380キロポストまでの区間 3 自動車専用道路一般国道25号のうち亀山インターチェンジから関ジャンクションまでの区間
第五小隊	度会郡大紀町崎 1125番地1	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線の全線



(表)

様式第2

## 高速隊日誌

隊長	副隊長	中隊長・補佐	係長	主任					
年		月	日	曜日	天候	午前	午後		
行 事									
指 示 等									
勤 務 状 況	隊 別	当 直 責 任 者		勤 務 員 (人)		備 考			
		昼	夜						
	隊 本 部								
	第 一 小 隊								
	第 二 小 隊								
	第 三 小 隊								
	第 四 小 隊								
休 暇 等	区 分	種 別	階 級	氏 名	種 別	階 級	氏 名		
	休 暇								
	入 校								
事 故 発 生 状 況 等									
区 分	人身事故	物損事故	死者	重傷	軽傷	立入	故障	落下物	逆行
東名阪自動車道									
伊勢自動車道									
湾岸自動車道									
紀勢自動車道									
新名神高速道路									
名 阪 国 道									
計									
宿 日 直 勤 務 時 間 中 の 処 理 事 項									
処理区分	取 扱 小 隊			処理区分	取 扱 小 隊				
通行止め				保 護					
緊急配備				遺失・拾得					
火災・災害				その他 ( )					





